

千葉県官公需問題研究会提言

参考資料

1	中小企業基本法（抜粋）	1
2	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）（抜粋）	2
3	公共工事の品質の確保に関する法律の概要	4
4	平成 18 年度中小企業者に関する国等の契約の方針	5
5	中小企業者に対する県等の官公需契約の方針（千葉県）	13
6	売掛債権担保融資保証制度の概要	15
7	千葉県の入札制度（物品等）について	17
8	千葉県の入札制度（建設工事等）について	18
9	市川市の入札制度等について(市町村の例として)	20
10	千葉県官公需問題研究会設置要綱	25
11	千葉県官公需問題研究会委員名簿	29
12	官公需関係用語集	30

中小企業基本法(昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号)抄

(基本理念)

第 3 条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

(基本方針)

第 5 条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- 四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

(国等からの受注機会の増大)

第 21 条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(昭和 41 年 6 月 30 日法律第 97 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合（以下「組合」という。）

2 この法律において「国等」とは、国、日本郵政公社及び公庫等（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条 に規定する公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。

(受注機会の増大の努力)

第 3 条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべ

きもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等）

第4条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長、日本郵政公社又は公庫等については当該法人を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第1項の方針の要旨を公表しなければならない。

（国等の契約の実績の概要の通知）

第5条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

（各省各庁の長等に対する要請）

第6条 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

（地方公共団体の施策）

第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則 （抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要

1 目的

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を推進

2 基本概念

○公共工事の品質は、

- ①社会資本を整備するという公共工事の社会経済上の重要な意義にかんがみ、現在・将来の国民のため、国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、
- ②建設工事の特性（目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は受注者の技術的能力に負うところが大きいこと等）にかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより、
- ③工事の効率性、安全性、環境への配慮等が品質を確保する上で重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保。

○公共工事の品質確保に当たっては、

- ①受注者としての適格性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化、
- ②民間事業者の能力の活用、
- ③請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結、その誠実な履行、
- ④公共工事に関する調査・設計の品質確保に配慮。

3 品質を確保するための発注手続

○発注者は、競争参加者の技術的能力（工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等）を審査。

○発注者は、競争参加者から技術提案を求めるよう努力し（工事の内容からみて必要がない場合は除外）、中立・公正な審査・評価が行われるよう必要な措置を講じて、これを適切に審査・評価。提案内容によっては公共工事を確実に実施できないと認めるときは、その提案を不採用とすることが可能。この際、評価方法等に関する情報を公表。

○発注者は、技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが可能。その過程の概要は公表。

○発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査後に予定価格を定めることが可能。この際、学識経験者の意見を聴取。

4 施行日

平成17年4月1日

平成18年度中小企業者に関する国等の契約の方針

平成18年8月8日

閣 議 決 定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条第2項に基づき、平成18年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。国等は、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成18年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

(1) 情報提供の促進

国等は、中小企業者の受注の機会の増大を図る観点から、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、情報提供の促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 国等は、中小企業者向け契約の実績金額及び目標金額について、各省各庁等別の情報提供を行うものとする。

(イ) 国等は、上記に加え、中小企業者向け契約の実績金額及び目標金額について、物件、工事及び役務の別に詳細に情報提供を行うものとする。

(ウ) 国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

(2) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大

(ア) 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）に関する発注計画を作成し、当該発注計画に関する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。

(イ) 国等は、発注計画に関する情報の提供を行った特定品目のうち、落札価格等契約結果に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると

認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。

(ウ) 国等は、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

(エ) 国等は、特定品目以外の物品、工事及び役務であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争の発注に関連する情報並びに工事であって公募型の指名競争の発注に関連する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するように努めるものとする。

(オ) 国等は、工事であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争及び公募型指名競争の発注に関連する情報提供を行ったもののうち、落札結果等に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するように努めるものとする。

(3) 官公需適格組合等の活用

(ア) 国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。

特に、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に取り組むものとする。

(イ) 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に取り組むものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に取り組むものとする。

(4) 指名競争契約等における受注機会の増大

(ア) 国等は、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。また、一般競争の場合についても同様の配慮を払うものとする。

なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(イ) 特に、中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たって、法令の規定に基づく指名競争制度を利用する場合には、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(ウ) 国等は、特に、少額の契約案件にあつては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(5) 中小企業者への説明の徹底

国等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に取り組むものとする。

(6) 銘柄指定の廃止

国等は、物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

(7) 分離・分割発注の推進

(ア) 国等は、物品等の発注に当たっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(イ) 国等は、分割発注が、公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることを回避するため、経済合理性を満たしつつ、中小企業者の受注機会の増大を目的として分割発注を実施した場合には、当該分割発注に係る理由を公表するものとする。また、国は、地方公共団体においても同様の取組が実現されるよう要請する。

(ウ) 国等は、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。

(8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

国等は、物品等の発注に当たっては、可能な限り、計画的な発注を行うとともに、法定労働時間の週40時間制の実施、中小企業者の週休2日制等の動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(9) 適正価格による発注

国等は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

(10) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用

国等は、地方支分部局等の契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引上げを図るとともに、地方支分部局等において消費される物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(11) 中小建設業者に対する配慮

国等は、上記に掲げるもののほか、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

また、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注

機会の確保に努めるものとする。

特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(1 2) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業者の受注機会(公共事業を除く。)の拡大を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 国等は、政府調達(公共事業を除く) 手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置について、技術革新やそれに伴う産業動向の変化等を踏まえ、その対象分野を拡大するとともに、これまでの実施状況を取りまとめて公表し、これを踏まえて当該拡大措置の一層の活用にあつては、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるとともに、その受注機会の増大を図るものとする。

(イ) 国等は、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるとともに、その受注機会の増大を図るものとする。

なお、技術力の評価に際しては、中小企業技術革新制度における技術開発補助金等の交付先中小企業のデータベースの活用など、客観的評価に努めるものとする。

(1 3) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会(公共事業を除く。)の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る入札参加資格のあり方の検討を行うものとする。

(1 4) 調達手続に関する簡素・合理化

(ア) 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。

(イ) 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入にあつては、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるとともに、その受注機会の増大を図るものとする。

(1 5) 中小企業者の自主的努力の助長

(ア) 国等は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。

特に、国等の発注情報の提供については、中小企業団体中央会の協力を得て、中小企業庁を通じて発信される電子メール等電子的手段を活用し、中小企業者へ直接提供するよう努めるものとする。

また、競争契約参加資格申請の情報については、官報、掲示等によるほか、中小企業団体中央会等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(イ) 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。

このため、特に、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するほか、国等の主要発注機関一覧及び官公需施策の概要の活用等により、中小企業者からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

(ウ) 国等は、中小企業者の創業を支援するため、国等の支援策を利用する等研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知を図る等により、中小企業者の自主的努力を助長するよう努めるものとする。

(エ) 国等は、中小企業者が売掛債権を担保とした資金調達を通じて新たな受注機会の確保を図ることができるよう、売掛債権の譲渡禁止特約の解除等の措置を通じ、売掛債権担保融資保証制度、下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努めるものとする。

(オ) 国等は、中小企業者の活力の再生支援に資するため、中小企業庁において取りまとめる発注機関所在情報等を、中小企業再生支援協議会、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

2 中小企業者向け契約目標

国等は、上記 1 に掲げる措置を講ずること等により、平成 18 年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約 3 兆 9, 3 4 6 億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約 2 兆 3, 4 7 7 億円、公庫等については約 1 兆 5, 8 6 9 億円とする。

3 官公需に係る施策の推進

(1) 国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 各省各庁等は、上記 1 の各種施策の実施状況を十分に踏まえ、上記 1 の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は各省各庁等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報の提供を行うものとする。

(3) 国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

(別表)

平成17年度中小企業者向け契約実績

平成18年度中小企業者向け契約目標

平成17年度中小企業者向け契約実績

(別 表)
(単位：億円)

各省各庁等名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
衆 議 院	31	17	83	131	15	6	25	47	48.9	38.2	30.3	35.8
参 議 院	5	21	22	48	3	3	3	9	64.5	12.7	15.8	19.4
最 高 裁 判 所	39	69	118	226	33	47	53	133	85.1	68.3	44.8	58.9
会 計 検 査 院	3	[0.2]	8	11	2	[0.2]	3	5	63.0	94.1	40.7	47.4
内 閣 内 閣 府	10,764	2,028	4,664	17,456	2,361	1,288	950	4,599	21.9	63.5	20.4	26.3
総 務 省	55	9	312	376	33	5	44	81	59.1	55.6	14.0	21.5
法 務 省	371	796	359	1,527	280	212	180	672	75.4	26.6	50.1	44.0
外 務 省	31	4	56	91	28	2	43	72	90.1	53.1	76.1	79.9
財 務 省	179	295	751	1,226	118	178	256	553	66.0	60.4	34.1	45.1
文 部 科 学 省	420	35	51	506	404	1	24	429	96.3	3.0	46.4	84.8
厚 生 労 働 省	1,165	730	885	2,780	861	365	536	1,762	73.9	50.0	60.6	63.4
農 林 水 産 省	159	1,829	732	2,720	121	1,107	474	1,702	76.1	60.5	64.7	62.6
経 済 産 業 省	25	9	94	128	21	4	43	68	83.7	39.0	46.3	53.0
国 土 交 通 省	1,054	18,739	5,364	25,156	597	9,510	2,748	12,856	56.6	50.8	51.2	51.1
環 境 省	11	35	193	239	9	16	64	90	81.2	45.7	33.5	37.5
国 計	14,314	24,616	13,692	52,621	4,887	12,745	5,447	23,079	34.1	51.8	39.8	43.9
公 庫 等 計	11,127	12,648	11,682	35,457	7,048	4,846	6,313	18,207	63.3	38.3	54.0	51.4
国 等 計	25,441	37,263	25,374	88,078	11,935	17,591	11,760	41,286	46.9	47.2	46.3	46.9

(注1) 計の欄の金額は、各省各庁等から平成17年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が5千万円未満であることを示す。

平成18年度中小企業者向け契約目標

(単位：億円)

各省各庁等名	官 公 需 総 予 算 額 (C)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (D)				D／C (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
衆 議 院	40	20	75	134	22	11	41	74	55.0	55.0	55.0	55.0
参 議 院	6	21	22	49	3	9	10	22	43.7	43.6	43.6	43.6
最 高 裁 判 所	82	131	154	367	35	45	47	126	42.6	34.3	30.3	34.4
会 計 検 査 院	2	[0.3]	19	22	2	[0.3]	9	12	80.0	100.0	50.0	54.2
内 閣 内 閣 府	9,804	2,637	4,595	17,037	2,557	1,317	982	4,856	26.1	49.9	21.4	28.5
総 務 省	43	5	326	374	22	4	71	96	50.5	68.8	21.8	25.8
法 務 省	585	165	567	1,317	366	48	235	650	62.6	29.3	41.5	49.4
外 務 省	31	4	56	91	21	3	37	60	66.4	66.4	66.4	66.4
財 務 省	190	202	862	1,254	123	149	259	531	65.0	73.7	30.0	42.3
文 部 科 学 省	419	149	55	624	404	24	29	457	96.5	16.1	52.2	73.3
厚 生 労 働 省	1,155	707	897	2,759	895	423	466	1,784	77.5	59.8	52.0	64.7
農 林 水 産 省	179	2,138	787	3,105	132	1,127	556	1,815	73.8	52.7	70.6	58.5
経 済 産 業 省	26	3	100	129	22	3	45	70	87.0	96.2	45.1	54.6
国 土 交 通 省	1,398	18,142	5,586	25,127	814	9,220	2,731	12,764	58.2	50.8	48.9	50.8
環 境 省	12	30	216	258	10	18	131	159	85.7	57.9	60.6	61.5
国 計	13,972	24,356	14,318	52,646	5,428	12,400	5,649	23,477	38.8	50.9	39.5	44.6
公 庫 等 計	10,840	8,788	9,847	29,475	6,969	3,545	5,355	15,869	64.3	40.3	54.4	53.8
国 等 計	24,812	33,144	24,165	82,121	12,397	15,945	11,004	39,346	50.0	48.1	45.5	47.9

(注1) 計の欄の金額は、各省各庁等から平成18年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が5千万円未満であることを示す。